

○航空自衛隊装備品等整備規則

昭和 46 年 3 月 23 日 航空自衛隊達第 10 号
航空幕僚長 空将 緒方景俊

改正	昭和 47 年 5 月 10 日	航空自衛隊達第 17 号	平成 元年 3 月 14 日	航空自衛隊達第 18 号
	昭和 48 年 10 月 6 日	航空自衛隊達第 26 号	平成 2 年 5 月 31 日	航空自衛隊達第 23 号
	昭和 49 年 6 月 29 日	航空自衛隊達第 22 号	平成 6 年 6 月 9 日	航空自衛隊達第 23 号
	昭和 50 年 10 月 6 日	航空自衛隊達第 17 号	平成 14 年 7 月 2 日	航空自衛隊達第 15 号
	昭和 51 年 6 月 10 日	航空自衛隊達第 15 号	平成 19 年 1 月 5 日	航空自衛隊達第 1 号
	昭和 51 年 9 月 28 日	航空自衛隊達第 23 号	平成 23 年 3 月 14 日	航空自衛隊達第 5 号
	昭和 51 年 12 月 16 日	航空自衛隊達第 32 号	平成 26 年 3 月 24 日	航空自衛隊達第 21 号
	昭和 53 年 2 月 27 日	航空自衛隊達第 3 号	平成 27 年 6 月 24 日	航空自衛隊達第 16 号
	昭和 53 年 3 月 13 日	航空自衛隊達第 8 号	平成 29 年 6 月 23 日	航空自衛隊達第 27 号
	昭和 56 年 2 月 7 日	航空自衛隊達第 11 号	令和 2 年 8 月 20 日	航空自衛隊達第 48 号
	昭和 57 年 4 月 1 日	航空自衛隊達第 11 号	令和 3 年 3 月 17 日	航空自衛隊達第 16 号
	昭和 59 年 6 月 30 日	航空自衛隊達第 19 号	令和 5 年 9 月 21 日	航空自衛隊達第 40 号
	昭和 59 年 10 月 2 日	航空自衛隊達第 25 号		

航空自衛隊装備品等整備規則を次のとおり定める。

航空自衛隊装備品等整備規則（登録報告）（登録外報告）

航空自衛隊装備品等整備規則（昭和 34 年航空自衛隊達第 46 号）の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 整備通則（第 4 条—第 6 条）
- 第 3 章 職責（第 7 条—第 11 条）
- 第 4 章 整備の実施（第 12 条—第 19 条）
- 第 5 章 安全及び健康（第 20 条—第 22 条）
- 第 6 章 報告等（第 23 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この達は、航空自衛隊の保有する装備品等の整備に関し必要な基本的事項を定めるものとする。

（適用）

第2条 装備品等の整備は、他の法令及びこれに基づく訓令等に定めるもののほか、この達に定めるところによる。ただし次の各号に掲げる装備品等については、規定の一部又は全部を適用しないことができる。

- (1) 実用試験等の用に供する装備品等
- (2) その他航空幕僚長が特に定める装備品等

2 防衛、警備等における整備に関しては、関連措置規定に定めるところによるほか、この達に定めるところによる。

3 弾道ミサイル等に対する破壊措置及び大規模な災害派遣においては、必要に応じ別に示すところにより整備基準の特例（各種事態において適用する別に定める整備基準をいう。以下この条において同じ。）を適用できるものとする。

4 航空総隊司令官及び航空支援集団司令官は、別に定めるところにより整備基準の特例を適用する必要があると認める場合には、航空幕僚長の承認を得て、該当する整備基準に基づく整備作業を実施できるものとする。

（定義）

第3条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 装備品等 防衛省組織令（昭和29年政令第178号）第148条第1号に定める航空装備品等（構成品、取付品、部品及び電子計算機のプログラムを含む。）のうち、燃料、油脂及び食糧を除いたものをいう。
- (2) 整備 装備品等の使用可能な状態の維持、故障した装備品等の使用可能な状態への修復及び装備品等の改修等に関する整備作業と整備管理からなる一連の業務をいう。
- (3) 整備作業 装備品等の整備において行う手入れ、点検、防せい、格納、塗装、検査、調整、交換、改修、修理、検定、製作、状態の識別判定、燃料等の補充、弾薬等の搭載及び記録等の諸作業をいう。
- (4) 整備管理 整備に関する指揮又は統制を通じて、人員、器材、施設及び予算を効果的かつ経済的に運用する一連の管理活動をいう。
- (5) 整備基準 作業基準及び管理基準をいう。
- (6) 作業基準 整備作業の方法、手順及び検査等について定める基準をいう。
- (7) 管理基準 整備管理の方法、手続及び整備各部門の業務内容等について定める基準をいう。
- (8) 技術指令書 航空自衛隊技術指令書規則（令和2年航空自衛隊達第48号）第2条第2号に定める技術指令書をいう。
- (9) 部隊等 編制部隊及び機関をいう。

第2章 整備通則

(整備の目的)

第4条 整備は、任務を支障なく遂行するため、運用上の要求に適合する任務可能装備品等を適時確保することを目的とする。

(整備の方針)

第5条 整備は、次の各号に掲げる方針に基づき実施するものとする。

- (1) 人員、器材、施設等の効率的かつ経済的運用
- (2) 故障発生の未然防止
- (3) 整備標準の適正な設定と、これに基づく的確な実施
- (4) 補給処整備における部外力の活用

(整備作業の区分)

第6条 整備は、整備作業の程度又は実施時期により原則として次のとおり区分するものとする。

(1) 整備作業の程度による区分

区 分		整 備 作 業 の 程 度
基 地 整 備	部隊整備	装備品等を使用する隊等において実施する使用前後の手入れ、点検、調整、燃料等の補充及び部品の交換等
	支援整備	装備品等を使用する隊等を直接支援することを主たる任務とする整備隊等において実施する故障装備品等の交換、修理並びに検査、検定、改修等
補 給 処 整 備	処内整備	主として基地整備の範囲をこえ補給処において実施する定期修理、臨時修理、オーバーホール、検定、改修等
	外注整備	主として基地整備の範囲又は補給処の能力をこえ外注により民間会社等において実施する定期修理、臨時修理、オーバーホール、改修、検定等

(2) 実施時期による区分

区 分	実 施 時 期 等
計 画 整 備	装備品等の特性に応じ、あらかじめ実施間隔及び作業項目等を定めて実施するもの
計画外整備	故障等発生のとど実施するもの

第3章 職責

(航空幕僚長)

第7条 航空幕僚長は、整備に関し主として次の各号に掲げる業務を行なう。

- (1) 基本方針及び基本計画の策定に関すること。
- (2) 基本的な制度、体系及び方式の策定に関すること。
- (3) 総括的な現況の把握に関すること。
- (4) 予算要求等の業務に関すること。
- (5) 装備品等の改善に関する別に定める業務に関すること。
- (6) 部隊等に対する監督、指導及び調査等に関すること。

(航空総隊司令官等)

第8条 航空総隊司令官、航空方面隊司令官、航空支援集団司令官、航空教育集団司令官、航空開発実験集団司令官及び隷下に独立して所在する編制単位群部隊若しくは編制単位部隊又はこれらに準ずる機関をもつ部隊等の長は、整備に関し主として次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 隷下又は管理下の部隊等に対する方針及び計画の策定に関すること。
- (2) 隷下又は管理下の部隊等の整備の能力及び装備品等の現況の把握に関すること。
- (3) 装備品等の改善に関する別に定める業務に関すること。
- (4) 整備実施上の不具合事項に関する対策、処置に関すること。
- (5) 隷下又は管理下の部隊等の整備に関する教育訓練の計画、指導に関すること。
- (6) 隷下又は管理下の部隊等の監督、指導及び調査等に関すること。
- (7) 補給本部及び補給処との調整に関すること。

(補給本部長)

第9条 補給本部長は、整備に関し主として次の各号に掲げる業務を行なうものとする。

- (1) 補給処の実施する業務に関する指導及び調査に関すること。
- (2) 航空幕僚長の示す計画に基づく予算の実行計画の作成に関すること。
- (3) 補給処整備の計画の作成に関すること。
- (4) 補給処の整備の能力及び現況の把握に関すること。
- (5) 航空幕僚長の方針及び計画の策定並びに予算要求に必要な資料の提出に関すること。
- (6) 装備品等の改善に関する別に定める業務に関すること。
- (7) 全般的かつ基本的な整備標準の設定及び改善に関すること。
- (8) 部隊等に対する整備実施上の技術的指導及び調整に関すること。
- (9) 前各号の業務を実施するために必要な整備全般に関する現況の把握及び資料の収集、分析、整理、報告、通知等に関すること。

(補給処長)

第 10 条 補給処長は、整備に関し主として次の各号に掲げる業務を行なうものとする。

- (1) 補給本部長の示す計画に基づく予算の細部実行計画の作成及び実施に関すること。
- (2) 補給処整備の計画（補給本部作成分を除く。）の作成及び実施に関すること。
- (3) 装備品等の改善に関する別に定める業務に関すること。
- (4) 部隊等及び民間会社等に対する技術的指導、調査及び調整に関すること。
- (5) 前各号の業務を行なうために必要な現況の把握及び資料の収集、分析、整理、報告、通知等に関すること。

（部隊等の長）

第 11 条 部隊等の長は、整備に関し主として次の各号に掲げる業務を行なうものとする。

- (1) 保有する装備品等の基地整備に関すること。
- (2) 現況の把握及び自隊整備力の活用に関すること。
- (3) 細部の整備標準の設定及び改善に関すること。
- (4) 整備の能力及び整備規律の維持向上のための継続的な教育訓練に関すること。
- (5) 地上安全の管理、人員の健康の確保及び作業環境の管理に関すること。

第 4 章 整備の実施

（整備作業の実施）

第 12 条 整備作業は、整備作業の区分に従い適正な整備管理の下に作業標準に基づき効率性、経済性を重視して実施するものとする。

（整備管理の実施）

第 13 条 整備管理は、主として作業管理、品質管理、改善管理、整備標準の管理、訓練管理及び整備資料の管理を重視し、実施に当たっては、運用及び後方各部門との密接な連携による先行性かつ計画性を保持するものとする。

（作業管理）

第 14 条 作業管理は、整備作業の円滑かつ能率化を図るため管理標準に基づき主として作業統制及び資材統制について行なうものとする。

（品質管理）

第 15 条 品質管理は、装備品等の品質を所定の基準に維持し、正常な機能を発揮させるため、航空自衛隊装備品等品質管理規則（昭和 51 年航空自衛隊達第 15 号）及び整備標準に基づき行なうものとする。

（改善管理）

第 16 条 改善管理は、装備品等及び整備標準に対する改善対策を、确实、迅速、かつ効果的に実施するため管理標準に基づき行なうものとする。

（整備標準の管理）

第 17 条 整備標準の管理は、この達及び航空自衛隊技術指令書規則に基づき行なうものとする。

2 補給本部長及び部隊等の長は、科学技術の進歩、装備の近代化及び整備状況の分析、検討結果等に基づき絶えず整備の方式、技法等の工夫に努めるとともに、経済性と安全性のふん合を図りつつ整備標準の改善を進めるものとする。

(訓練管理)

第 18 条 訓練管理は、整備の能力及び整備規律を維持向上するため、航空自衛隊の練成訓練に関する達（平成 4 年航空自衛隊達第 11 号）及び整備標準、並びに教範等を活用して継続的かつ効果的に行なうものとする。

(整備資料管理)

第 19 条 整備に関する記録及び報告等（以下「整備資料」という。）の作成、分析、検討は、次の各号に掲げる事項を目的とし、管理標準に基づき行なうものとする。

- (1) 装備品等の履歴及び整備の経過、責任、現況等の明確化
- (2) 整備の能力及び整備状況の把握
- (3) 整備標準の適正な設定及び改善の検討
- (4) 後方各部門への反映による装備品等の効率的運用

2 整備資料は、事務処理及び対策処置の正確、迅速化を図るため、事務の機械化により適時、効果的な収集、分析及び整理を行なうものとする。

第 5 章 安全及び健康

(地上安全)

第 20 条 部隊等の長は、整備作業における人員、器材及び施設等の安全を確保するため航空自衛隊安全管理規則（平成元年航空自衛隊達第 12 号）及び整備標準に基づき地上安全の管理を実施するものとする。

(健康の確保)

第 21 条 部隊等の長は、整備標準に基づく適正な要領で整備作業を実施させ、人員の健康を確保するものとする。

(作業環境の管理)

第 22 条 部隊等の長は、整備作業における人員の安全及び健康を確保するため、作業内容に応じて次の各号に定める措置を講じ、作業環境を適正に管理するものとする。

- (1) 整備作業を行う場所においては、作業環境の適正な管理に必要な装置として排気装置等を設置するとともに、各種保護具を備え付け、これらを適正な状態に維持管理するものとする。
- (2) 整備作業を行う場所においては、航空自衛隊安全管理規則第 12 条に基づき、安全色彩を施し、又は安全標識を設置し、隊員の危害予防に必要な措置を実施するものとする。

- (3) あらゆる機会を利用して、人員の危害及び健康障害の予防に係る教育を実施するものとする。
- (4) 有害物質（有機溶剤及び特定化学物質）のガス、粉じん及びミストが発生する整備業務を専ら行う屋内作業場（管理作業場）に対して定期的な作業環境測定を部外委託により実施するものとする。
- 2 隊員は、前項の措置に基づき、装置の使用、保護具の着用等、定められた事項を遵守して整備作業を実施するものとする。

第6章 報告等

（報告等）

- 第23条 新たに航空機を受領した部隊等の長は、別紙に定めるところにより、航空幕僚長（整備・補給課長気付）に報告するものとする（14-A14-AR（C-2））。
- 2 部隊等の長は、前条第1項第4号の作業環境測定の結果（指摘事項等があれば、今後の是正予定を含む。）を任意様式により、測定後速やかに航空幕僚長（装備課長気付）に報告するものとする（登録外報告）。
- 3 部隊等の長から補給本部長又は補給処長に対する整備資料の通知は、技術指令書に定めるところによる。

附則

この達は、昭和46年5月1日から施行する。

附則（昭和47年5月10日航空自衛隊達第17号）

この達は、昭和47年7月1日から施行する。

附則（昭和48年10月16日航空自衛隊達第26号）

この達は、昭和48年10月16日から施行する。

附則（昭和49年6月29日航空自衛隊達第22号）

この達は、昭和49年6月29日から施行する。

附則（昭和50年10月6日航空自衛隊達第17号）

この達は、昭和50年11月1日から施行する。

附則（昭和51年6月10日航空自衛隊達第15号）（抄）

- 1 この達は、昭和51年7月1日から施行する。

附則（昭和51年9月28日航空自衛隊達第23号）

この達は、昭和51年10月1日から施行する。

附則（昭和51年12月16日航空自衛隊達第32号）

この達は、昭和52年1月1日から施行する。

附則（昭和53年2月27日航空自衛隊達第3号）

この達は、昭和53年2月27日から施行する。

附則（昭和53年3月13日航空自衛隊達第8号）

この達は、昭和 53 年 3 月 31 日から施行する。

附 則 (昭和 56 年 2 月 7 日航空自衛隊達第 11 号)

この達は、昭和 56 年 2 月 10 日から施行する。

附 則 (昭和 57 年 4 月 1 日航空自衛隊達第 11 号)

この達は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 59 年 6 月 30 日航空自衛隊達第 19 号)

この達は、昭和 59 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 59 年 10 月 2 日航空自衛隊達第 25 号)

この達は、昭和 59 年 10 月 2 日から施行する。

附 則 (平成元年 3 月 14 日航空自衛隊達第 18 号)

この達は平成元年 3 月 16 日から施行する。

附 則 (平成 2 年 5 月 31 日航空自衛隊達第 23 号)

この達は平成 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 6 年 6 月 9 日航空自衛隊達第 23 号)

この達は平成 6 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 14 年 7 月 2 日航空自衛隊達第 15 号)

この達は平成 14 年 7 月 2 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 1 月 5 日航空自衛隊達第 1 号) (抄)

1 この達は平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 3 月 14 日航空自衛隊達第 5 号)

この達は平成 23 年 3 月 14 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 24 日航空自衛隊達第 21 号)

この達は平成 26 年 3 月 26 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 6 月 24 日航空自衛隊達第 16 号)

この達は平成 27 年 6 月 24 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 6 月 23 日航空自衛隊達第 27 号) (抄)

1 この達は平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 8 月 20 日航空自衛隊達第 48 号) (抄)

1 この達は令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 17 日航空自衛隊達第 16 号)

この達は令和 3 年 3 月 18 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 9 月 21 日航空自衛隊達第 40 号)

この達は、令和 5 年 9 月 21 日から施行する。

報 告 要 領

報告書の名称	報告統制章号	時期	報告内容
航空機 受領速報	14-A14-AR (C-2)	受領後 速やかに	1 機種及び航空機番号 2 領収年月日 3 根拠指令 4 領収先 5 領収手続年月日 6 その他

注 1 配布区分：補給本部長

2 細部については、技術指令書に定めるところによる。